産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令

内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

産業競争力強化法施行規則（平成三十年文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第三十七から様式第四十までの様式中「代表者の氏名　　印」を「代表者の氏名」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第九号

○文部科学省、経済産業省、国土交通省令

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第十四条第一項及び第二項の規定に基づき、新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

内閣総理大臣　菅　　義偉
総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令

内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号

新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成二十七年文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

様式中「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　印」を「氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4から備考10までを一ずつ繰り上げる。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第四号

下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第八条第一項及び第十条第一項、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十七条第一項、第十八条第一項、第三十九条第三項、第四十二条において準用する第三十三条第二項において準用する第三十一条第三項及び第四十二条において準用する第三十四条並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第四条第一項及び第五条第一項の規定に基づき、並びに下請中小企業振興法及び中小企業等経営強化法を実施するため、下請中小企業振興法施行規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

内閣総理大臣　菅　　義偉
総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉

下請中小企業振興法施行規則等の一部を改正する命令

内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号

（下請中小企業振興法施行規則の一部改正）

第一条　下請中小企業振興法施行規則（平成十五年厚生労働省、国土交通省の一部を次のように改正する。

様式第三から様式第六までの規定中「代表者の氏名　　印」を「代表者の氏名」に改め、これらの様式中（備考）１を削り、（備考）２を（備考）とする。

（農商工等連携事業計画の認定等に関する命令の一部改正）

第二条　農商工等連携事業計画の認定等に関する命令（平成二十年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「代表者の氏名　　印」を「代表者の氏名」に改め、同様式（備考）２中「日本産業規格Ａ４とし、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。」を「日本産業規格Ａ４とすること。」に改める。